

加企財第126号
令和2年6月10日

宮城県知事 村井嘉浩 殿
(環境対策課扱い)

加美町長 猪股洋文



(仮称) 宮城山形北部風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見
について (提出)

令和2年5月15日付け環対第82号で通知のありましたこのことについて、環境の保
全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担 当 : 企画財政課 企画係 小澤
電 話 : 0229-63-3115
F A X : 0229-63-2037
E-mail : kikaku-kikaku@town.kami.miyagi.jp



(仮称) 宮城山形北部風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見

1 全般的事項

(1) 対象事業の目的として、環境負荷の少ない風力発電所を設置するとしているが、計画段階環境配慮書に対し、宮城県知事が「事業区域の大部分が、緑の回廊、保安林、鳥獣保護区等に指定されている地域であるため、事業の実施による動植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このことから、事業区域の大幅な見直しを行うこと。特に、事業区域に含まれる緑の回廊については、動植物の移動経路として、森林等の連続性が確保される必要があるため、事業区域から除外すること。」と意見を述べたにもかかわらず、方法書において一部しか除外されておらず、調査等を踏まえて判断するという対応を示している。各分野の専門家により構成される環境影響評価技術審査会の意見や市町長の意見等を踏まえて述べた宮城県知事の意見の趣旨を理解し、環境への影響の回避を最優先に考えて事業を検討すること。

(2) 宮城県では、平成30年5月に、風力発電事業者が地理的・法的規制状況の事前把握等の負担を軽減するとともに、環境保全との両立を図りながら風力発電導入の促進を目指すことを目的として、県内全域を対象とし、環境保全等を優先すべきエリアや風力発電の導入可能性を有しているエリアなどをマップ化した「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」を策定した。

今回の事業計画区域の大部分は、風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップにおいて、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっている。

このことから、事業実施区域が、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域として整理されている状況を分析し、その区域内で事業を実施することについて宮城県と協議を行うとともに、事業実施区域として絞り込みした検討経緯を明確にし、仮に事業を実施した場合における環境影響と環境影響を回避又は十分に低減する方法及びその根拠について、準備書以降の図書に記載すること。

(3) 近年、全国的に大規模な豪雨災害が発生しており、令和元年10月の台風19号において宮城県内でも甚大な被害が発生している。

事業実施区域の大部分は、森林法に基づく水源涵養保安林、土砂流出・崩壊防備保安林に指定されており、事業による土地の改変や森林伐採等により水源涵養、土砂流出機能を低下させ、事業実施区域だけでなく河川の下流域に居住する住民等への災害を誘発することが懸念されるため、関係機関と協議を行い、環境分野だけでなく防災分野の専門家等からの意見を踏まえ、事業実施による災害への影響を適切

に調査、予測及び評価し、災害を誘発する可能性がある場合は、事業区域から除外すること。

また、国立研究開発法人防災科学技術研究所が公開している地震ハザードステーション J-SHIS によると、事業実施区域内に、地滑りによる滑落崖や移動体が存在している。地すべりは広範囲に甚大な被害を及ぼし、河川の下流域にも被害を及ぼす可能性があるため、地すべり地形及びその周辺は事業区域から除外すること。

- (4) 本事業実施想定区域と周囲で計画されている（仮称）宮城加美風力発電事業、鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業について、環境影響評価図書等の公開情報の収集や事業者相互の情報交換に努め、累積的影響を含めた環境への影響、特に騒音、低周波音、風車の影、電波障害等の生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 環境影響評価を行う過程において、項目及び選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。
- (6) 事業実施区域は広範囲に及び、環境への影響が懸念される。本事業の検討にあたっては、関係機関と協議を行うほか、専門家の意見や本意見に十分留意し、その検討経緯及び内容を明確にし、準備書以降の図書へ記載すること。
- (7) 事業実施想定区域周辺の地域住民、関係者に対して、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を工夫しながら、環境影響に関する情報を積極的に提供し、丁寧な説明を行うなど、十分な理解を得ながら事業を進めること。
- (8) 調査、予測及び評価を行った結果、環境に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域や風力発電基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気質

工所用資材等の搬出入における窒素酸化物の濃度の状況及び粉じん等（降下ばいじん）の状況の調査地点は、工事関係車両が走行しない地点（一般）ではなく、工事関係車両の主要な走行ルートとなる沿道3の地点のほか、一般国道347号沿いで県道156号と合流する地点より西側の地点を加え、また、予測地点にも同じ地点を加えること。

交通量の状況の調査地点に、一般国道347号沿いで県道156号と合流する地点より西側の地点を加え、また、予測地点にも同じ地点を加えること。

(2) 騒音及び超低周波音

工所用資材等の搬出入における騒音の調査地点に、一般国道347号沿いで県道156号と合流する地点より西側の地点を加え、また、予測地点にも同じ地点を加えること。また、大型部品の輸送を行うこととしている夜間も調査を行うこと。

現地調査等により住宅等との位置関係を正確に把握し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(3) 振動

工所用資材等の搬出入における振動の調査地点に、一般国道347号沿いで県道156号と合流する地点より西側の地点を加え、また、予測地点にも同じ地点を加えること。また、大型部品の輸送を行うこととしている夜間も調査を行うこと。

(4) 水の濁り

事業実施区域内に、環境保全の観点から指定した加美町水資源保全地域が含まれているため、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。また、土質の状況の調査地点に、安山岩質岩石及び流紋岩質岩石の表層地質の地点を加えること。

(5) 電波障害

他地域において、風力発電事業が原因とみられる大規模なテレビの受信障害が発生している事例がある。テレビやラジオ等は、災害時の情報収集手段として必要不可欠であり、事業により周辺地域での電波障害を生じさせることがないよう、

環境影響評価の項目に電波障害を追加し、宮城県環境影響評価マニュアル（風力発電設置事業）を参考に、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

（6）動物

事業実施区域内に、重要野鳥生息地の蔵王・船形、緑の回廊の奥羽山脈、生物多様性の鍵になる重要な地域の蔵王・船形及び栗駒、カモシカ保護地域が分布しており、事業実施による重大な影響が懸念されることから、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

また、事業実施区域及びその周辺で、イノシシ、ニホンザル、クマ等の生息が確認されている。これらの種について、町では、住宅地や農地においては農作物被害防止のため駆除しているが、山林に生息する種とは共生を目指している。

事業の影響により、生息環境への変化が生じ、山林に生息していた種が住宅地に下りてくるなど、結果として住民や農作物への被害が生じることがないように、資料の収集や専門家等の意見を取り入れるなど、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

（7）植物

事業実施区域内に、植生自然度が高い区域が存在するほか、重要な植物群落である翁山・小国川源流のブナ自然林が分布しており、本事業実施による影響が懸念されることから、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

（8）生態系

事業実施区域内に、環境保全の観点から指定した加美町水源保全地域、保安林、鳥獣保護区、重要野鳥生息地の蔵王・船形、緑の回廊の奥羽山脈、生物多様性の鍵になる重要な地域の蔵王・船形及び栗駒、カモシカ保護地域、植生自然度が高い区域、重要な植物群落である翁山・小国川源流のブナ自然林等が分布しており、本事業実施による影響が懸念されることから、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画

の見直しを行うこと。

(9) 景観

豊かな自然資源に恵まれた加美町では、春から夏の新緑、秋の紅葉、冬の雪景色など、四季を通じた自然景観を楽しむことができ、サイクリングやカヌー、ウィンタースポーツなどの自然資源を活かした体験型プログラム等により、インバウンドも視野に入れた交流人口、関係人口の拡大に取り組んでいる。

このことから、景観への影響については、主要な眺望景観を望む地点からの風力発電機の介在の可能性について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

特に、加美町のシンボリック的存在である菓菜山は、1つの眺望点にとどまらず、町の資料や様々な媒体の写真や動画素材として撮影される最も重要な景観資源であり、菓菜山を望む景観に風力発電機が介在することになれば、景観への妨げになることは必至であり、観光や地域経済への影響が懸念されるため、風力発電機が映り込まないように措置を講じ、回避できない場合は事業計画の見直しを行うこと。菓菜山を望む地点については、ホームページや観光パンフレット等の資料による外、SNS等に掲載された写真が撮影されている地点についても可能な限り情報収集を行うこと。

風力発電機は、送電鉄塔などとは異なり、稼働による誘目性があるため、フォトモンタージュだけでなく、動画も用いて景観への影響を調査し、評価に当たっては、住民、観光関係者、観光客等に広く示し、意見を聴取すること。

調査地点に陶芸の里温泉交流センターを加えること。自然景観は四季によって見え方が異なることから、調査期間は、展葉期、紅葉期、落葉期、積雪期の4回とすること。

(10) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域内に最上海道が存在している。最上海道は、漆沢地区を起点とし軽井沢番所跡を経て銀山温泉付近まで通じる近世の海道で、現在においても海道遺構がよく残る貴重な文化財である。その遺構の保護のために、町では年に2回、県境までの海道約10kmと町指定文化財軽井沢番所跡の草刈を行っている。海道はトレッキングコースではなく、一度破壊したら修復することができない「文化財」であることを強く意識しなければならない。事業実施区域内に、海道と重複する箇所がみられることから、この範囲を除外し、事業により海道遺構を破壊することが無いよう事業計画の見直しを行うこと。

また、事業実施区域内に、国際連合食糧農業機関（FAO）により世界農業遺産に

認定された水管理エリアが含まれている。工事の実施及び施設の稼働が、持続可能な水田農業を支える大崎耕土の伝統的水管理システムへ影響を及ぼさないよう、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

調査地点、予測地点の鳴瀬川について、「図 6.2-9 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置」において田川の位置を示していることから、鳴瀬川において調査、予測及び評価を行うこと。

(1 1) 廃棄物等

産業廃棄物の種類ごとの発生量、最終処分量、再生利用量、中間処理等について調査、予測及び評価を行うこと。

(1 2) 放射線の量

対象事業実施区域及びその周囲において空間放射線量率の高い地域は確認されていないとしているが、原子力規制委員会の「放射線モニタリング情報」の空間放射線量率、環境省の「平成30年度公共用水域放射性物質モニタリング調査(まとめ)」の放射性物質濃度の測定地点はいずれも事業実施区域外である。

環境影響評価の項目として選定し、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第26条の2第1項に定める別表11に掲げる放射性物質に係る参考項目に基づき、事業実施区域内及びその周辺において適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。